

～資格取得を目指す、ひとり親家庭のお母さん・お父さんを応援します！！～

ひとり親家庭キャリアアップ応援給付金のご案内 (高等職業訓練促進給付金)

■ 制度内容 ■

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格を取得しようとするとき、修業期間中の生活費の負担軽減のため、訓練促進給付金が支給されます。

また、修業を終了したときには、修了支援給付金が支給されます。

■ 対象者 ■

市内にお住いの母子家庭の母又は父子家庭の父で、次のすべての条件を満たす方

- ① 申請時において20歳未満の児童を養育している方
- ② 児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にある方
- ③ 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ④ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方
- ⑤ 過去に高等職業訓練促進給付金の給付を受けていない方

■ 対象資格 ■

対象資格一覧			
① 看護師	② 介護福祉士	③ 保育士	④ 理学療法士
⑤ 作業療法士	⑥ 准看護師	⑦ 歯科衛生士	⑧ 美容師
⑨ 社会福祉士	⑩ 製菓衛生士	⑪ 調理師	

■ 給付額 ■

訓練促進給付金		
支給区分	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
給付額	月額 100,000 円	月額 70,500 円
	※養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については下記の額	
	月額 140,000 円	月額 110,500 円

修了支援給付金		
支給区分	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
給付額	50,000 円	25,000 円



■ 支給期間 ■

4年間が上限です

■ 給付までの流れ ■

● 訓練促進給付金 ●

①事前相談(お早めに市担当窓口にご相談ください) ⇒ ②交付申請 ⇒③交付決定通知 ⇒ ④修業(申請者) ⇒ ⑤修業状況報告 ⇒ ⑥請求書提出 ⇒ ⑦給付※⑤から⑦の繰り返し

● 修了支援給付金 ●

修了日から30日以内に修了支援給付金の申請を行ってください



～資格取得を目指す、ひとり親家庭のお母さん・お父さんを応援します！！～

■ 申請手続 ■

● 訓練促進給付金 ●

〈事前相談に必要なもの〉

- ・入校希望の養成機関のパンフレット等（相談時にお持ちの場合）

〈訓練促進給付金交付申請時に必要なもの〉

- ① 申請者及びその扶養している児童の**戸籍謄本**又は抄本（※）
- ② 申請者及びその扶養している児童が属している世帯全員の**住民票**（※）
- ③ 児童扶養手当証書の写し又は申請者の**所得証明書** ④ 申請者及び同一世帯員の**納税証明書**
- ⑤ 養成機関の長が証明する**在学証明書**（在籍を証明する書類）
- ⑥ **印鑑** ⑦ **振込先の預金通帳**の写し ⑧ **マイナンバーカード**又は**マイナンバー通知書**

● 修了支援給付金 ●

〈修了支援給付金申請時に必要なもの〉

- ① 申請者及びその扶養している児童の**戸籍謄本**又は抄本（※）
- ② 申請者及びその扶養している児童が属している世帯全員の**住民票**（※）
- ③ 児童扶養手当証書の写し又は申請者の**所得証明書** ④ 申請者及び同一世帯員の**納税証明書**
- ⑤ 養成機関の長が発行する**修了証明書** ⑥ **印鑑**

※児童扶養手当を受けている方は省略できます。

■ 事前相談・各申請窓口 ■

白河市保健福祉部こども未来室こども支援課子育て支援係
0248-28-5521



その他の制度の紹介

●ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親が経済的な自立を図るために、対象講座（介護職員初任者研修等）を受講し、終了した場合に、受講費用の一部を助成するものです。

※対象講座の詳細は、厚生労働省ホームページの「自立支援教育訓練給付金」をご覧ください。

●ひとり親高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親およびその子どもが就職または転職し、生活の安定を図るため、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講する場合に、その受講費用の一部を助成するものです。

※詳細については、こども支援課までお問い合わせください。

□お問い合わせ□

白河市保健福祉部こども未来室こども支援課子育て支援係 ☎0248-28-5521